

外国人技能実習制度に係る受入状況調査

平成 27 年調査結果報告書

◇調査の概要

○調査の趣旨

道では、本道における外国人技能実習生の受入状況を把握することを目的として、平成18年から、監理団体等を対象とした「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」を実施しており、この度、平成27年の受入状況を調査結果報告書として取りまとめた。

○調査実施期間

平成28年2月19日（金） ～ 3月18日（金）

○調査対象

協同組合、農協、商工会・商工会議所など団体監理型の監理団体として、道内での技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（1年目）・技能実習2号イまたはロ（2～3年目）〕の受入れを行っている道内外の団体、及び企業単独型で道内での技能実習生の受入れを行っている企業を調査対象としている。

○受入れを行っている回答のあった団体等

98団体等	（内訳）	協同組合	63
		農協	25
		商工会・商工会議所	3
		公益社団・財団法人	4
		企業（企業単独型）	3

○調査担当課

経済部労働政策局人材育成課（育成企画グループ）

経済部地域経済局中小企業課（商工団体グループ）

農政部農政課（企画グループ）

水産林務部水産局水産経営課（担い手育成グループ）

※留意事項 ～次の点にご留意ください。～

- 1) 本調査は、関係機関などからの情報をもとに、本道で技能実習生の受入れを行っていると思われる道内外の監理団体などに調査を行ったものであり、本道における全ての実習生受入れについて把握したものではありません。
- 2) 本調査においては、調査対象である監理団体に毎回変動が見られることから、前年の調査結果を「参考値」として記載しています。
- 3) 端数処理の関係で、内訳の合計が100%とならない場合があります。

◇調査結果

1 外国人技能実習生[技能実習1号及び2号(=1~3年目)]の受入れ状況について

(1) 技能実習生(1、2、3年目)の受入数

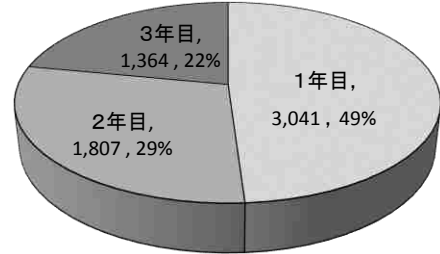
年間受入数 (H27. 1. 1~12. 31)		前年(参考値)
1年目	3,041	2,552
2年目	1,807	1,652
3年目	1,364	1,209
合計	6,212	5,413

<参考>

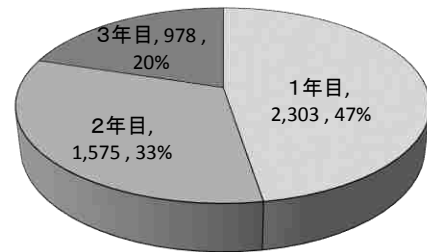
12月31日時点の在籍数		前年(参考値)
1年目	2,303	2,002
2年目	1,575	1,443
3年目	978	775
合計	4,856	4,220

年間受入数は、前年比115%、799人増加し、6,212名となった。

平成27年の年間受入数



平成27年12月31日時点の在籍数



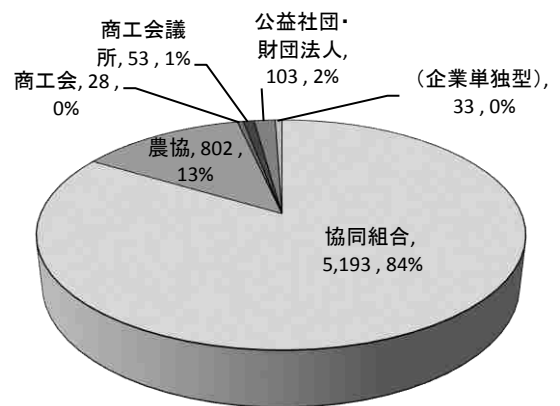
※ 年間受入数は、平成27年1月1日から12月31日までの間に受入れた技能実習生の合計で、期間中に新たに受入れた技能実習生(技能実習1号)を「1年目」、技能実習1号から2号に移行した者を「2年目」、実習期間が3年目に入った者を「3年目」とする。

また、在籍数は、平成27年12月31日に在籍していた技能実習生の人数で、年途中に帰国した者の数は含まない。

(2) 監理団体等の種類別受入数

	(人)	前年(参考値)
協同組合	5,193	4,445
農協	802	769
商工会	28	62
商工会議所	53	56
公益社団・財団法人	103	27
(企業単独型)	33	54
合計	6,212	5,413

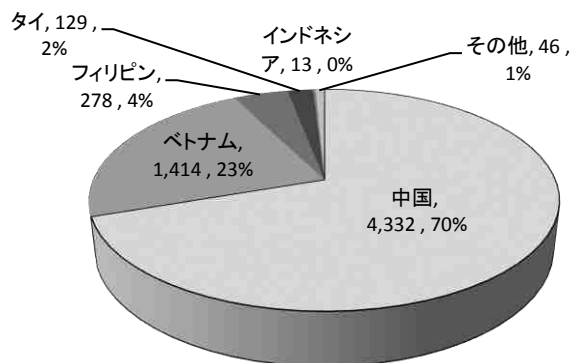
「協同組合」を通じて受入れられた実習生が5,193人で84%、「農協」を通じて受入れられた実習生が802人で13%を占め、両者を合わせると5,995人で97%となっている。



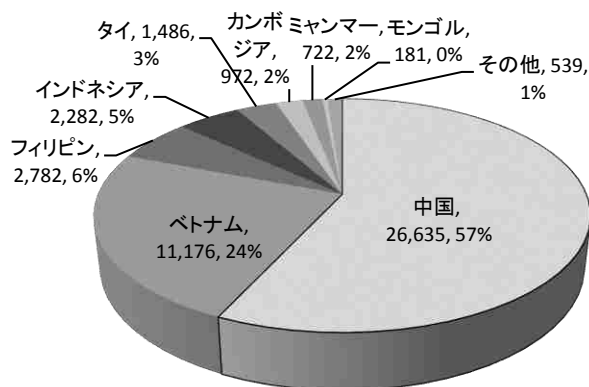
(3) 国籍別の受入数

	(人)	(割合)
中国	4,332	70%
ベトナム	1,414	23%
フィリピン	278	4%
タイ	129	2%
インドネシア	13	0%
その他	46	1%
合計	6,212	100%

中国からの受入が4,332人で70%を占め、2位のベトナムは1,414人で23%となっている。
 全国と比べると、中国からの受入が多いことが本道の特徴となっている。



〔参考(全国)〕

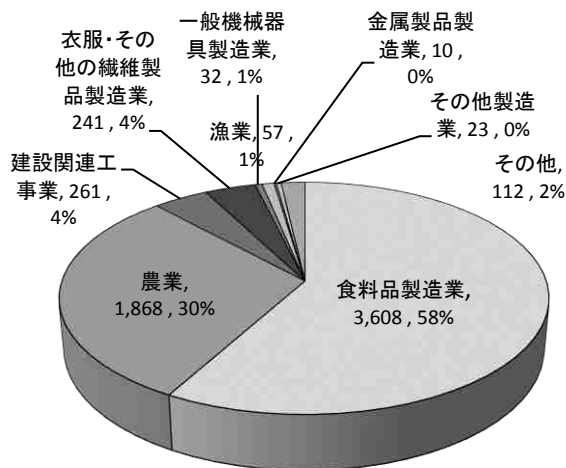


(出典:2015年度版JITCO白書)

(4) 業種別の受入数

	(人)	前年(参考値)
食料品製造業	3,608	3,245
農業	1,868	1,654
建設関連工事業	261	231
衣服・その他の繊維製品製造業	241	176
一般機械器具製造業	32	42
漁業	57	31
金属製品製造業	10	0
その他製造業	23	0
その他	112	34
合計	6,212	5,413

「食料品製造業」と「農業」でほぼ9割を占めている。
 「食料品製造業」3,608人のうち、「水産加工品製造業」が3,339人(93%)となっている。



(5) 地域別の受入数（振興局管内別）

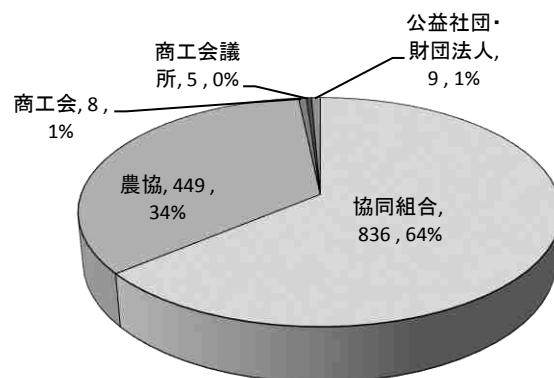
	(人)	業種別受入数（上位3業種）						前年（参考値）
空知	247	農業	105	衣服	54	食料品	53	223
石狩	524	食料品	208	建設関連	120	農業	111	312
後志	398	食料品	189	農業	179	衣服	25	458
胆振	355	食料品	176	農業	128	その他	32	281
日高	205	農業	174	食料品	16	漁業	13	183
渡島	787	食料品	639	衣服	94	漁業	23	752
檜山	38	衣服	23	農業	10	食料品	3	32
上川	435	農業	347	建設関連	32	食料品	30	415
留萌	168	食料品	143	漁業	17	建設関連	5	110
宗谷	656	食料品	621	農業	32	建設関連	3	629
オホーツク	1,159	食料品	954	農業	184	建設関連	20	1,092
十勝	293	農業	260	衣服	13	食料品/建設関連	6	271
釧路	410	食料品	238	農業	137	建設関連	19	237
根室	537	食料品	332	農業	174	建設関連	27	418
合計	6,212							5,413

オホーツク総合振興局管内19%、渡島総合振興局管内13%、宗谷総合振興局管内11%、根室振興局管内9%の順で受入れが多くなっている。

※ 衣服＝ 衣服・その他の繊維製造業
食料品＝ 食料品製造業
建設関連＝ 建設関連工事業

(6) 監理団体の種別ごとの実習実施機関数(団体監理型)

	(機関)	前年（参考値）
協同組合	836	716
農協	449	440
商工会	8	15
商工会議所	5	6
公益社団・財団法人	9	10
合計	1,307	1,187



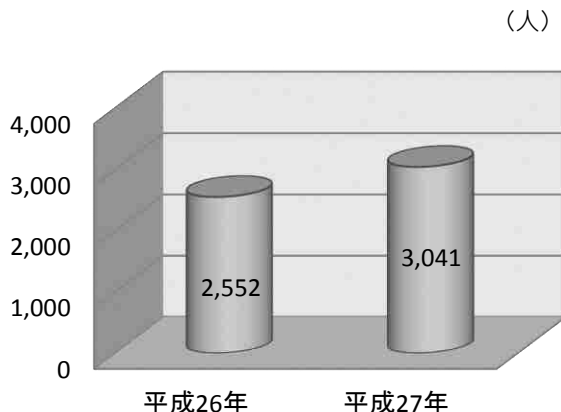
「協同組合」を通じて実習生を受け入れている実習実施機関が836機関と最も多く、次いで「農協」の449機関となっている。

2 外国人技能実習生 [技能実習1号イまたはロ (=1年目)] の受入状況について

(1) 技能実習生 [技能実習1号イまたはロ (=1年目)] の受入数

	(人)	前年(参考値)
年間新規受入数 (H27. 1. 1~12. 31)	3,041	2,552
H27. 12. 31日時点の在籍数	2,303	2,002

年間新規受入数は3,041人であり、前年比120%、489人の増加。
年末時点の在籍数も15%増加している。

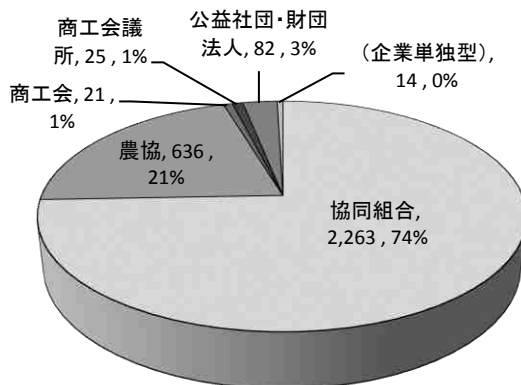


※ 年間新規受入数は、平成27年1月1日から12月31日までの間に新たに受入れた技能実習生 [技能実習1号イまたはロ (=1年目)] の人数の合計で、前年に受入れた人数 (年を越えて在籍している者の数) は含まない。
また、在籍数は、平成27年12月31日に在籍していた技能実習生 [技能実習1号イまたはロ (=1年目)] の人数で、年途中で帰国した者や、[技能実習2号イまたはロ (2~3年目)] に移行した者の数は含まない。

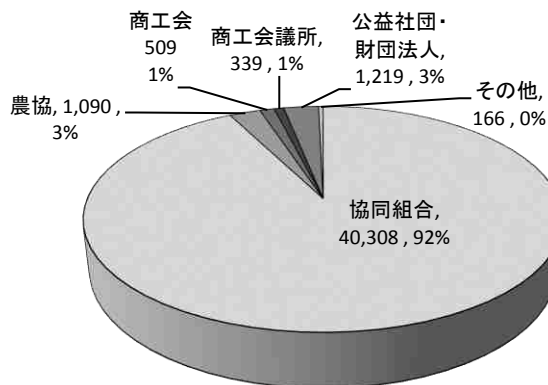
(2) 監理団体等の種類別受入数

	(人)	前年(参考値)
協同組合	2,263	1,929
農協	636	569
商工会	21	22
商工会議所	25	12
公益社団・財団法人	82	12
(企業単独型)	14	8
合計	3,041	2,552

「協同組合」及び「農協」を通じて受入られた実習生は、95%を占める。
特に「農協」は、全国では3%のシェアに限定されるのに対し、21%を占めているのが、本道の特徴である。



[参考(全国)] (※JITCO支援、団体監理型の場合)

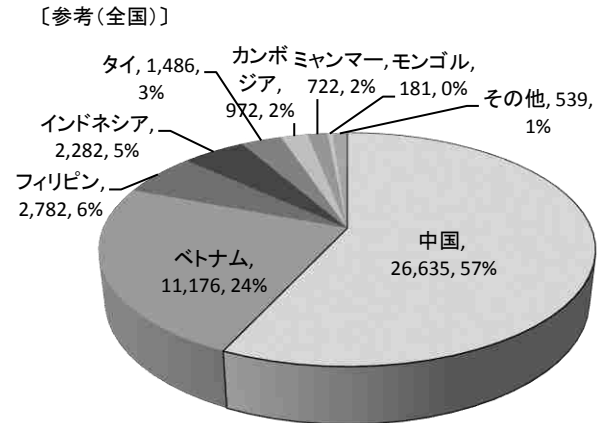
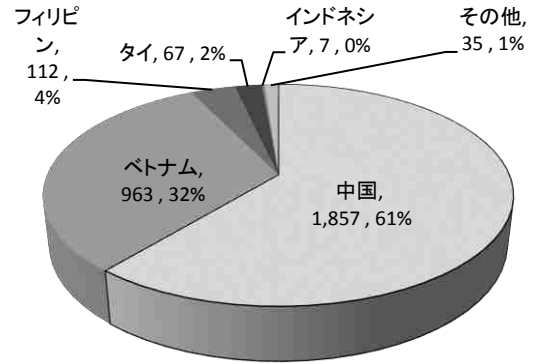


(出典: 2015年度版JITCO白書)

(3) 国籍別の受入数

	(人)	前年(参考値)
中国	1,857	2,142
ベトナム	963	277
フィリピン	112	59
タイ	67	68
インドネシア	7	2
その他	35	4
合計	3,041	2,552

中国が1,857人でシェア61%と前年から20%以上減少。代わりにベトナムが963人でシェア32%と大きく増加した。前年までは全国と比べて中国からの受入比率が高いことが本道の特徴であったが、本年は全国の傾向に近づいた形となった。

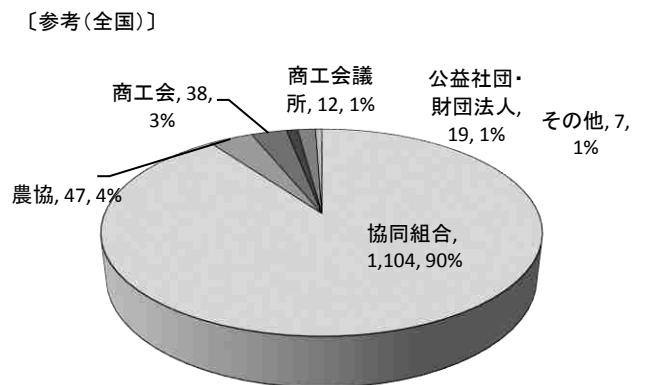
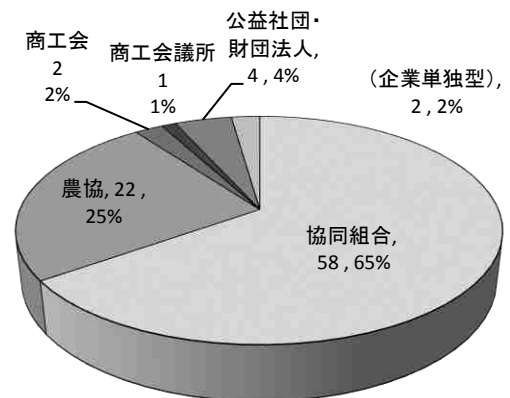


(出典: 2015年度版JITCO白書)

(4) 実習生 [技能実習1号イまたはロ (=1年目)] を受入れた監理団体等の種別

	(団体)	前年(参考値)
協同組合	58	52
農協	22	21
商工会	2	2
商工会議所	1	1
公益社団・財団法人	4	2
(企業単独型)	2	3
合計	89	81

受入れを行っているという回答のあった全98団体等のうち、技能実習生[技能実習1号イまたはロ (=1年目)]の受入れを行っている団体監理型の監理団体及び企業単独型の企業は、89団体である。このうち、種別としては、「協同組合」が58団体と最も多く、次いで「農協」が22団体となっている。全国では、「農協」が4%と少数であるのに対し、本道では25%を占めていることが、特徴となっている。

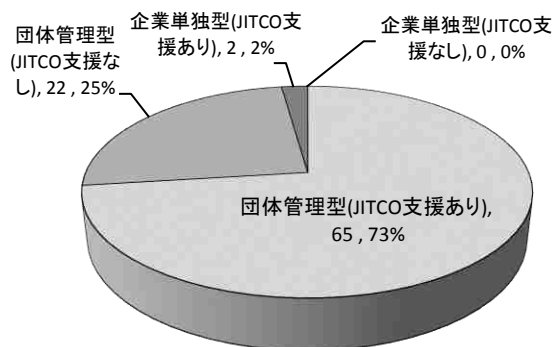


(出典: 2015年度版JITCO白書)

(5)実習生[技能実習1号イまたはロ(=1年目)]
の受入形態(JITCO支援の有無)

	(団体)	前年(参考値)
団体管理型(JITCO支援あり)	65	57
団体管理型(JITCO支援なし)	22	21
企業単独型(JITCO支援あり)	2	3
企業単独型(JITCO支援なし)	0	0
合計	89	81

受入れを行っている団体等の7割以上が、JITCOの支援を受けている。



3 外国人技能実習生[技能実習2号イまたはロ(=2、3年目)] の受入状況について

(1) 技能実習生(2、3年目)の受入数

年間受入数 (H27. 1. 1~12. 31)		前年(参考値)
2年目	1,807	1,652
3年目	1,364	1,209
合計	3,171	2,861

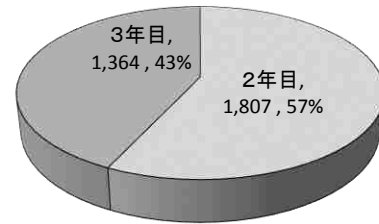
<参考>

12月31日時点の在籍数		前年(参考値)
2年目	1,575	1,443
3年目	978	775
合計	2,553	2,218

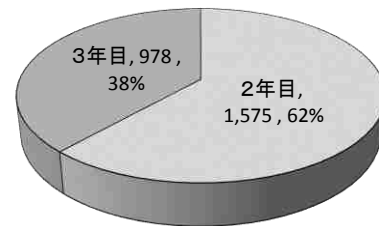
年間受入数は3,171人で前年比110%、310人の増加。また、12月31日時点の在籍数も15%増加した。

- ※ ここで言う技能実習生には、平成27年(1.1~12.31)に在留資格「技能実習2号イ及びロ」で受け入れた者が含まれる。
 - ※ 年間受入数は、平成27年1月1日から12月31日までの間に受入れた技能実習生の合計で、期間中に技能実習1号から2号に移行した者を「2年目」、実習期間が3年目に入った者を「3年目」とする。
- また、在籍数は、平成27年12月31日に在籍していた技能実習生の人数で、年途中に帰国した者の数は含まない。

平成27年の年間受入数



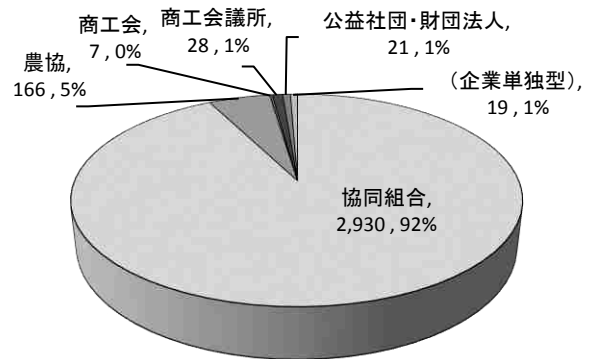
平成27年12月31日時点の在籍数



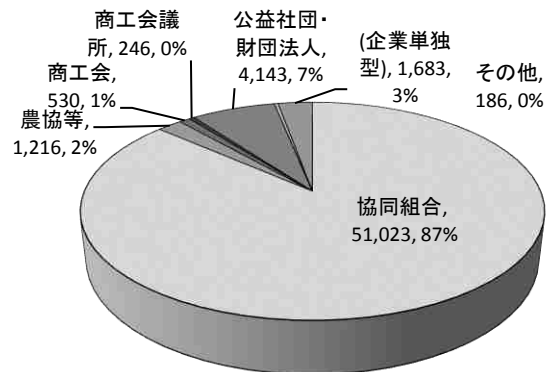
(2) 監理団体の種類別受入数

	(人)	前年(参考値)
協同組合	2,930	2,516
農協	166	200
商工会	7	40
商工会議所	28	44
公益社団・財団法人	21	15
(企業単独型)	19	46
合計	3,171	2,861

「協同組合」を通じた実習生の受け入れが、92%を占めており、この傾向は、ほぼ全国と同様となっている。



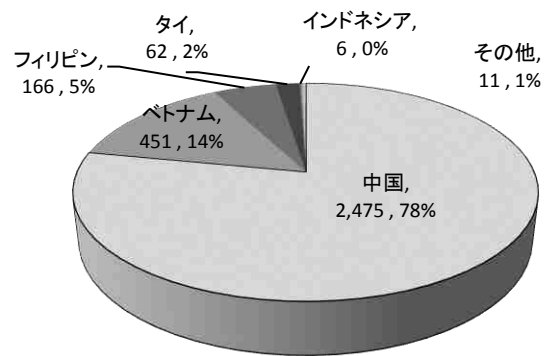
[参考(全国)]



(出典:2015年度版JITCO白書)

(3) 国籍別の受入数

(人)	
中国	2,475
ベトナム	451
フィリピン	166
タイ	62
インドネシア	6
その他	11
合計	3,171

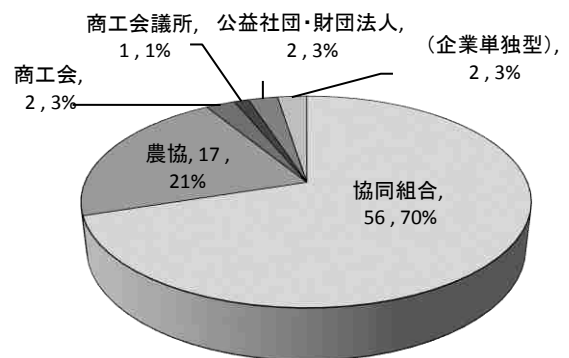


中国からの受入が2,475人で78%、ベトナムからの受入が451人で14%となっている。

技能実習1号(=1年目)と比べて中国の比率が高いのは、ベトナムからの受入が最近になって増加していることが原因と考えられる。

(4) 技能実習2号イまたはロ(=2、3年目)を受入れた
監理団体等の種別

	(団体)	前年(参考値)
協同組合	56	47
農協	17	19
商工会	2	3
商工会議所	1	2
公益社団・財団法人	2	1
(企業単独型)	2	2
合計	80	74



受入れを行っているという回答のあった95団体等のうち、技能実習生(2、3年目)の受入れを行っている監理団体及び企業単独型の企業は、80団体である。

「協同組合」が56団体と最も多く、次いで「農協」が17団体となっている。

○用語の解説

外国人技能実習制度

平成5年に創設された外国人研修・技能実習制度について、平成21年7月の入管法の一部改正により、研修生、技能実習生の法的保護、その法的地位の安定化を図るために制度の見直しが行われ、平成22年7月から新しい制度が施行された。

◇新制度の特徴

・技能実習生が行う活動内容により、入国後1年目の技能等を修得する活動と、2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動とに分けられ、対応する在留資格として「技能実習」が新設された。

区分	入国1年目	入国2年目・3年目
企業単独型	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習2号イ」
団体監理型	在留資格「技能実習1号ロ」	在留資格「技能実習2号ロ」

・技能実習生は1年目から実習実施機関との雇用契約の下で技能実習を受けることとなり、労働関係法令により保護される。

・技能実習2号に移行できる職種は、74職種133作業。(平成28年5月31日現在)

団体監理型

受入れ団体がその構成員である企業等と協力して行う技能実習生の受入れ形態。

受入れ団体を「監理団体」、企業等を「実習実施機関」と呼ぶ。

監理団体として技能実習生を受入れることのできる団体としては、協同組合、商工会・商工会議所、農協、漁協などがあり、実習実施機関としては、その会員企業や農家などがある。

また、監理団体の種類、規模に応じて実習実施機関での受入れ人数枠が設定されている。

企業単独型

海外の現地法人、合併企業などを通じて企業が単独で行う技能実習生の受入れ形態。

JITCO (ジツコ)

公益財団法人国際研修協力機構。

外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを目的に、1991年に設立された、法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管の公益法人。

東京の本部の他に全国に12カ所の駐在事務所を持ち、入管への申請取次ぎや受入れ機関等への巡回指導などの支援を行っている。